

「ふるさと見附を愛する子ども
世に役立つことを喜びとする子ども」の育成に向けて
見附市立学校における
教員の勤務時間の上限に関する方針
～市民の皆様へ～



見附の子どもたちに質の高い教育を行うために

見附市では、令和2年4月に「見附市立学校における教員の勤務時間の上限に関する方針」が策定され、見附市教育委員会と見附市立学校が連携しながら環境整備を進め、教員の働き方改革の取組を推進してきました。

このことから、職場における働き方の環境や教員の長時間勤務に対する意識は一定程度の改善は図られましたが、依然として課題がみられる状況です。

見附の子どもたちに、これからの社会を生きる力を育む質の高い教育を行っていくためには、教員として最も重要な業務である授業や児童生徒の指導に専念できる環境を整えるとともに、子どもにとって最大の教育環境である教師一人一人のウェルビーイングの実現が欠かせません。そのためにも、地域、保護者、行政総ぐるみで教員の働き方改革の取組を支えていくことが重要です。

子どもたちの健やかな成長と明るい未来をつくるための、教員の働き方改革の実現に向けて、ご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

令和6年12月

見附市教育委員会 教育長 渡邊 茂夫

見附市教育委員会

見附市立学校における教員の勤務状況

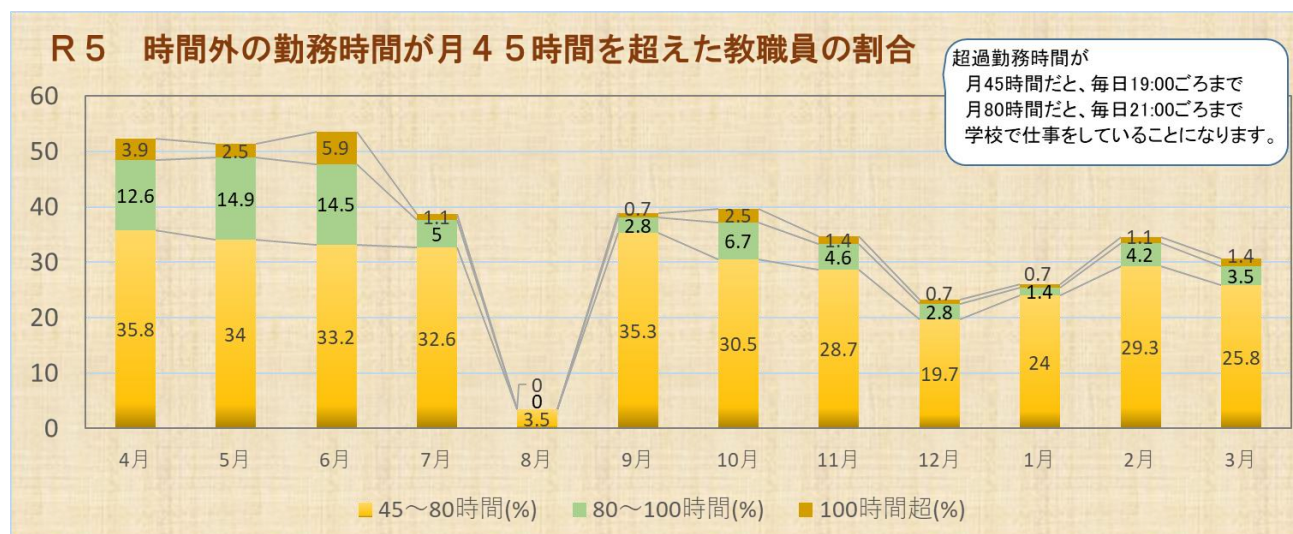
見附のイメージキャラクター
「ミッケ」



教職員の勤務時間 8:10～17:00の間の7時間45分

下のグラフは、見附市の小、中、特別支援学校に勤める教員の R5 の勤務時間です。

年度初めの4月、運動会や部活動の大会、定期考査がある5月～6月は業務量も増加が見られました。一方、部活動の大会や対外試合、学期末業務が多くなる7月、親善陸上大会や秋季大会、文化祭(学習発表会)や合唱コンクールを迎える9月～10月の繁忙期の長時間勤務が減少傾向となりました。



各学校の現状として、教材研究や授業準備にかかる時間、生徒指導や特別支援教育の充実など、児童・生徒を誰一人取り残さずことなく育む学校を具現するために必要な時間の確保に努めていることが、長時間勤務の要因の一つとして考えられます。学校において業務の多様化・複雑化が進んでいることへの対応や生徒指導事案における児童・生徒、保護者、関係機関との対応などに相当な時間が必要となっている状況も伺えます。

新型コロナウイルス禍の中で学校行事や諸活動が縮小し、保護者や地域の学校への関り方や教員の業務負担も変化しました。現在は様々な活動が再開されるようになりましたが、保護者・地域との協力・連携が十分に進んでいない状況も伺えます。

教頭先生は校舎の維持管理、渉外業務、様々な相談業務や指導業務、各種調査依頼等の対応が集中して、在校時間が長くなっています。また、異動した直後の先生や若手、新任特支担当者の長時間勤務の割合が高い実態があります。中学校の先生方については、土日の部活動の引率や大会役員などに関わっていることが長時間勤務の一因となっています。



【部活動の大会で引率、指導】

働き方改革の実現に向けて



見附のイメージキャラクター
「ミッケ」

見附市の目標

時間外の勤務時間… 1か月 45時間以内、1年間で360時間以内をめざして！
特に1か月80時間、1年間で720時間を超える教員をゼロに！

見附市教育委員会と学校が連携して進める取組

【勤務時間に対する意識改革】

- ・管理職の勤務時間マネジメント力強化
- ・働き方改革の視点からの教職員評価

【部活動指導の適正化】

- ・「見附市地域スポーツ・文化クラブ活動環境整備方針」に基づく着実な取組
- ・「見附市立学校に係る部活動の方針」の遵守
- ・部活動指導の分業制
- ・参加する大会や試合の精選

【業務の削減・簡素化・効率化】

- ・学校行事の見直しと業務の再整理
- ・諸会議の開催および時間の見直し
- ・書類や教材の共有化推進
- ・定時退校を促す取組の推進
- ・学校及び教師が担う業務の役割分担・適正化



【電話対応の見直し、学校閉庁日等の設定】

- ・電話対応 原則 7:30～18:00
※担当者不在場合があります。
※必要に応じて時間外に学校から電話をすることがあります。
※緊急時は教育委員会へ 62-1700(代)
- ・学校閉庁日、定時退校日の設定
- ・週休日、祝日の出校は原則しない。

見附市教育委員会の取組

【学校調査の精選・工夫、職員研修の見直し】

- ・提出書類の改善、工夫
- ・書類作成の負担軽減

【外部人材の活用・協働】

- ・「チーム学校」の協働的な取組
- ・教育補助員、学校看護師、指導助手、地域スポーツ・文化活動の団体との協働 部活動外部顧問の活用

【教員の働き方改革に関する保護者・市民の理解促進】

- ・保護者・市民に対し、リーフレット、ホームページ等を活用し、教員の働き方改革の重要性や方向性について情報提供

それぞれの立場から、働き方改革に主体的に取り組むことが大切です。



見附市立学校における
教員の勤務時間の上限に関する方針

見附市 勤務時間上限方針

検索





見附のイメージキャラクター
「ミッケ」

働き方改革を共に進める！

働き方改革を進めていくには、学校及び教師が担う業務の役割分担・適正化が重要なポイントです。見附市ではこれまでもコミュニティスクールとして保護者や地域が学校を応援してきました。

今後はそれぞれが一步踏み込んだ主体的な立場で学校業務に積極的に関わっていただき、「チーム学校」として働き方改革を共に進めていくことが求められています

【地域・保護者から担っていただきたい業務】

H31年度中教審答申で示された「学校・教師が担う業務に係る3分類より」

基本的には学校以外が担う業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③地域ボランティアとの連絡調整	④児童生徒の休み時間における対応 ⑤校内清掃 ⑥部活動



見附市は子どもたちが多様な活動の場を選択できることと教師の働き方改革を進めるという課題解決のために地域スポーツ・文化活動の団体、見附スポーツ協会と共に取り組んでいます。

地域スポーツ・文化活動 部活動外部顧問

・地域の団体から子どもたちの休日の活動を支えてもらうとともに、見附市スポーツ協会からも学校へ指導者を派遣していただき、顧問の先生や生徒を支えています！



見附市教育委員会 学校教育課

〒954-8686 見附市昭和町2丁目1番1号

TEL 0258-62-1700 (代表) FAX 0258-63-5003

HP <http://www.mitsuke-ngt.ed.jp/mt/>

